

氏名(本籍)	川崎興太(茨城県)		
学位の種類	博士(工学)		
学位記番号	博甲第2357号		
学位授与年月日	平成20年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	システム情報工学研究科		
学位論文題目	大都市都心部における地区を単位とする都市機能の更新誘導手法に関する研究 - 東京都中央区を事例として -		
主査	筑波大学教授	博士(工学)	藤川昌樹
副査	筑波大学教授	工学博士	大村謙二郎
副査	筑波大学教授	工学博士	糸井川栄一
副査	筑波大学准教授	Ph.D.(地域科学)	有田智一
副査	筑波大学講師	博士(工学)	藤井さやか

論文の内容の要旨

本論文は、東京都中央区を対象として、中央区独自のまちづくり施策の展開過程と連動させながら、地区を単位とする都市機能の更新誘導手法の運用実績の実証的解明、運用実態の計画論的分析を行うことによって、今後の成熟社会における市街地整備制度のあり方について示唆を得ることを目的とした研究である。

論文はⅢ部、9章構成となっている。

第Ⅰ部は中央区の都市構造の概要とまちづくり施策の変遷をあつかった2章からなっている。第1章では、中央区の都市形成、都市構造の特色を整理し、まちの骨格は震災復興区画整理事業によって形成されたこと、戦後一貫して減少傾向にあった定住人口が近年急増する一方で、昼間人口の減少が顕著であること、総じて道路、鉄道の都市基盤整備水準が高いことを指摘している。

第2章は昭和40年代以降の中央区のまちづくり施策の展開を整理している。平成9年までのまちづくり施策の中心は定住人口の維持・回復であったが、平成9年以降は良質な住宅供給・居住環境整備施策に加えて、商業・業務機能の再編施策が出てきたことを指摘している。

第Ⅱ部では4章にわたって、地区を単位とする都心型居住機能の更新誘導手法、都心型商業・業務機能の更新誘導手法の実績と効果について多面的に実証的検討を行っている。

第3章では用途別容積型地区計画及び街並み誘導型地区計画からなる、中央区が独自に設定した第2ゾーン地区計画による住宅供給誘導効果の検討を行い、それぞれの実績、効果、限界を指摘している。

第4章では月島地区における一団地型地区計画と3項道路型地区計画の実績と効果を、第5章では銀座地区及び日本橋・東京駅前地区における機能更新型高度利用地区等の実績と効果を、第6章では銀座地区における駐車場付置義務制度に関する「銀座ルール」制度体系の分析と、その初動期の運用実績について分析、考察を行っている。

第Ⅲ部は制度の「変更」という行政活動に着目して、都市型居住機能の更新誘導手法と都心型商業・業務

の更新誘導手法の運用実態について計画論的検討を行った2章と、本論文全体のまとめとしての結章の3章よりなっている。

第7章では都心居住施策のなかでも、市街地開発事業指導要綱と第2ゾーン地区計画の「変更」に着目して分析を行い、今後のまちづくり手法として、①試行的導入とその動態的運用、②地区環境の漸進的更新・変容を誘導する制度設計、③地方公共団体による積極的な都市空間・環境管理、の3点の重要性を指摘している。

第8章では銀座地区に導入された超高層ビル規制と協議型デザイン誘導手法の導入経緯と制度体系を分析、考察し①アセスメント技術開発の必要性、②対象範囲を拡大した形で、事前の協議基準を明確にした上で協議手続きの詳細化の必要性、の2点を指摘している。

結章では本論文全体のまとめとして、今後の成熟社会における市街地整備制度とその運用について、①地区単位の都市機能の更新誘導手法による都市再生、②都市単位の都市機能の更新誘導手法の試行的・暫定的導入と動態的・漸進的運用、③地方公共団体による地区単位の都市機能の更新誘導手法を活用した都市空間・環境管理の3点を指摘している。

審査の結果の要旨

本研究は、近年注目されている都心居住政策や都心機能の再編制について、先進的な取り組みを展開している東京都中央区を対象として、一連のまちづくり施策を体制的に整理、分析をするとともに、地区を単位とする都心居住、都市機能更新にかかわる各種制度の実績と効果を実証的に明らかにした研究として高く評価できる。特に次の点が本研究の大きな貢献として評価できる。

1. まちづくり先進自治体としての中央区のまちづくり施策は、これまで断片的に取り上げられ紹介されることがあったが、本研究では、特に都心居住施策、都心機能更新再編制の視点から、中央区の都市計画を取り上げ、その特質、構造を体制的、総合的に整理、解明した点である。
2. 都心居住、都市機能更新にかかわる都市計画制度の実績と効果を地区レベルで実証的に分析、検討した点である。特にオリジナルな調査資料に基づき、各種規制誘導手法の実績、効果、そのメカニズムを解明した点は重要な貢献である。
3. 上記の実証分析を基に今後の成熟社会における市街地整備のための計画制度のあり方について計画論的検討を行い、説得力ある視点を提示している。

まちづくり制度の実績と効果を検証する点で質的な側面をどう計量し、評価するか、また、地区レベルの市街地整備にかかわる主体の問題などについて、検討すべき点が残されているが、今後の課題も示されており、全体として学術的な独創性、社会的な有用性を兼ね備えた水準の高い研究であり、学位論文として十分な内容をもつと判定する。

よって、著者は博士（工学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。